

飯南町高齢者世帯等住宅除雪費補助事業について

町民の皆さん(高齢者・障がい者の方等)ができるだけ住み慣れた地域(自宅)で生活できるよう、冬期間の日常生活で支障となる除雪対策として行っている標題の事業について、今年度も次のとおり実施いたします。

1. 補助の対象となる世帯

①	住民税非課税世帯	
②	飯南町に税等の滞納が無い世帯	
③	除雪作業が可能な直系親族が町内に居住しない世帯	

全てに○

なおかつ

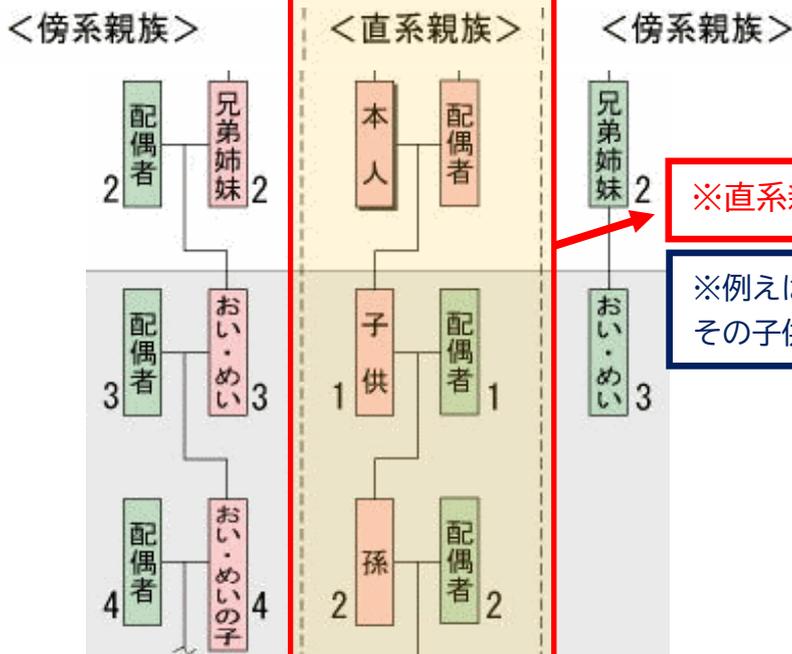
(1)	高齢者(男性が70歳以上の者)のみで構成される世帯	
(2)	障がい者のみで構成される世帯	
(3)	女性のみで構成される世帯	
(4)	(1)から(3)を組合わせた世帯	
(5)	(1)から(4)の世帯に中学生以下の子どもと同居している世帯	

いずれかに○

補助対象世帯

上記条件を満たさない場合は対象になりません

○直系親族要件の考え方



※直系親族の範囲

※例えば、嫁に行った子の配偶者やその子供も直系親族に含みます

2. 補助の対象となる経費

- ・当該年度の除雪に対する経費とする。

※回数制限は設けません。（3月末までの除雪に要した費用の合計額）

3. 補助金額

- 屋根の雪下ろし

補助金額：除雪費の1/2を助成、上限15,000円

- 家屋への進入路の除雪

補助金額：除雪費の1/2を助成、上限30,000円

〔共通事項〕

補助金額が1,000円以上の場合は、1,000円未満を切り捨てとします。

補助金額が1,000円未満の場合は、実費とします。

▼ 例 ▼ 屋根の雪下ろし・進入路の除雪を業者をお願いした場合

	3月末までに 支払った金額 (A)	補助金額 (B) [(A) ÷ 2]	備 考
屋根の雪下ろし	40,000円	15,000円	屋根の雪下ろしを1回実施
進入路の除雪	40,000円	20,000円	進入路の除雪を4回実施
合計	80,000円	35,000円	

4. 除雪実施者

- ・特に定めない（※領収書の発行が可能な者に限る）

5. 補助申請受付期間

- ・12月1日～3月31日

6. 補助を受ける場合の申請方法と必要書類

（受 付）役場庁舎・支所にて申請書を記入

※申請は年度内、それぞれ（屋根と進入路）1回ずつとなります。

（必要書類）①振込口座の分かるもの（通帳）

②印鑑

③領収書

お問い合わせ

飯南町役場 保健福祉課
福祉担当

Tel：0854-72-1770

Fax：0854-72-1775